

## 社会福祉法人蔵立会 行動計画

### 「育児・介護法の育児休業制度を上回る期間・回数等の休業制度の実施」

#### 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うこととし、そのための育児・介護法の育児休業制度を上回る期間・回数等を行うための行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年3月1日～平成25年9月30日

2. 内容

目標1：育児休業の期間を当該育児休業に係る子が満1歳2か月に達するまでを限度として、本人の申し出た期間とする。

< 対策 >

- 平成25年3月1日～平成25年3月31日 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成25年3月1日～平成25年3月31日 育児休業の制度に関するパンフレット等を作成・配布、全職員を対象とした研修及び園内報などによる職員への周知を行う。
- 平成25年3月1日～平成25年3月31日 職員会議打合せ等で職員からの意見等を聴取する。
- 平成25年3月1日～平成25年3月31日 育児・休業規定を改正し、職員に周知する。

目標2：平成26年4月1日までに子の看護休暇を1年間に一人につき6日間を限度として子の看護休暇を取得できることとする。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成25年9月30日 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成25年4月1日～平成25年9月30日 看護休暇の制度に関するパンフレット等を作成・配布、全職員を対象とした研修及び園内報などによる職員への周知を行う。
- 平成25年4月1日～平成25年9月30日 職員会議打合せ等で職員からの意見等を聴取する。
- 平成25年4月1日～平成25年9月30日 育児・休業規定を改正し、職員に周知する。

## 「年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする」 行動計画

年次有給休暇の取得により、職員が家族と過ごすゆとりある時間を増やし、また、休暇を利用して職員自らのスキルアップを図る等により仕事にも意欲を持って取り組める職場環境を進める。

そのため、職員の年次有給休暇の取得日数を計画的に取得する施策を行い、年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

2. 内容

目標1：園内における過去2年間の年次有給休暇の取得日数を調査し、その現状を職員に周知する。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 職員一人ひとりに年次有給休暇の取得状況を個別に周知する。
- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 全職員に年次有給休暇の取得の有効活用等周知・勧奨する。

目標2：園内の繁忙期間等を調査し、こうした繁忙期に年次有給休暇の取得が職員間で重複しないことへの職員への理解を求める。

< 対策 >

- 平成25年7月1日～平成25年11月30日 職員会議打合せ等で園内の繁忙期間を周知し、また職員からこの期間中の年次有給休暇の重複を避けるための意見等を聴取する。
- 平成25年7月1日～平成25年11月30日 園内の繁忙期間を意識した年次有給休暇の取得予定（計画）を年度当初に全員から提出してもらうことを決定並びに職員に周知する。

目標3:年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間平均8日以上とする。

< 対策 >

- 平成26年1月1日～平成26年3月31日 前記目標2により全職員から年次有給休暇取得予定表を提出してもらう。
- 平成26年1月1日～平成26年3月31日 年次有給休暇取得予定表に基づき職員間で重複が認められる場合、他日振り替えの調整を行う。

- 平成26年1月1日～平成26年3月31日 四半期ごとに年次有給休暇の取得状況を調査し、年次有給休暇の取得日数の少ない職員には計画的取得を指導する。

また、四半期ごとに目標達成度合いを職員に対して職員会議打合せ等で周知し、職員の年次有給休暇取得の意識の高揚を図り目標を達成する。

## 「子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることが出来る

### 「子ども参観日」の実施」 行動計画

職員の子どもが父母が職場で働いているところを見学する「子ども参観日」の実施により、子どもが家庭における職員(父母)の働いているところを見ることにより、職員(父母)に対するより良い信頼・尊敬が生まれ、子と職員(父母)の絆が深まるとともに、子どもの情操教育に資するための行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

2. 内容

目標1:「子ども参観日」実施のための職員周知を図る。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成25年9月30日 「子ども参観日」の趣旨等パンフレット等で周知する。
- 平成25年4月1日～平成25年9月30日 職員会議打合せ等を利用して「子ども参観日」に対する全職員の意見等を聴取する。

目標2:「子ども参観日」の実施の素案をつくり全職員へ周知する。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成25年9月30日 「子ども参観日」の実施日時等具体案をつくり、全職員から職員会議打合せ等で意見等聴取する。
- 平成25年4月1日～平成25年9月30日 「子ども参観日」の実施日時等職員の意見等踏まえた実施日時を職員会議打合せ等で提示して実施月日を決定する。

目標3:子どもの夏休み・冬休み等利用した「子ども参観日」の実施

< 対策 >

- 平成25年7月1日～平成26年3月31日 「子ども参観日」の実施日時等全職員に周知する。
- 平成25年7月1日～平成26年3月31日 「子ども参観日」の実施日時等の実施内容を全職員に周知する。
- 平成25年7月1日～平成26年3月31日 「子ども参観日」の実施日の4週間前に参加人数を把握する。
- 平成25年7月1日～平成26年3月31日 「子ども参観日」の実施日の2週間前に子ども参加家庭に「子ども参観日」の実施内容等を通知する。特に「子ども参観日」に出園・退園における子の安全のための家庭との連携に配慮する。
- 平成25年7月1日～平成26年3月31日 「子ども参観日」の実施並びに実施反省会実施

## 「若年者(高校生等)に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、 トライアル雇用等通じた雇入れ又は職業訓練の実施」 行動計画

小学校・中学校・高等学校等からの要請を受けて、園児教育の実態を若年者に体験研修やトライアル研修等通じて園児教育の重要性や難しい点を学んでもらい、将来の保育士としての夢を持ってもらうために、更に充実した次の行動計画を作成する。

1. 計画期間 平成25年5月1日～平成26年3月31日

2. 内容

目標1：「インターンシップ等」実施のための職員周知を図る。

< 対策 >

- 平成25年5月1日～平成25年5月31日 全職員に対してインターンシップの必要性等を職員会議打合せ等で周知理解を求める。
- 平成25年5月1日～平成25年5月31日 全職員に対して職員会議打合せ等で意見等聴取する。

目標2：「インターンシップ等」実施のための近隣、小学校・中学校・高等学校等の要請に基づき「インターンシップ等」実施する旨周知を図る。

< 対策 >

- 平成25年6月1日～平成25年6月30日 中学校の要請によるインターンシップ等実施の具体的日時等周知する。(予定)

- 平成25年9月1日～平成25年9月30日 高等学校の要請によるインターンシップ等実施の具体的日時等周知する。(予定)
- 平成25年11月1日～平成25年11月30日 小学校の要請によるインターンシップ等実施の具体的日時等周知する。(予定)

目標3：「インターンシップ等」実施のための園内調整（目標2：中学校・高等学校・小学校の要請期日に合わせて調整する。）

< 対策 >

- 平成25年6月1日～平成25年11月30日 全職員に対してインターンシップ等実施の具体的日時等周知するとともに、研修内容について職員会議打合せ等を行い意見等を聴取して、研修カリキュラムを策定する。
- 平成25年6月1日～平成25年11月30日 「インターンシップ等」実施の役割分担の最終決定を行い全職員に周知する。

目標4：「インターンシップ等」実施並びに反省会の実施

< 対策 >

- 平成25年6月1日～平成25年11月30日 「インターンシップ等」実施並びに園内反省会実施。（中学校・高等学校・小学校の実施期日ごとに実施）

### ★社会福祉法人 蔵立会さん

「保育園として地域の大切な子どもを預かり、日々子どもの安全と健やかな成長を願い保育教育に取り組んでおります。保育園の特性から、女性の多い職場環境の中で、①「育児・介護法の育児休業制度を上回る期間・回数等の休業制度の実施」、②「年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均8日以上とする」、③「子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日」の実施」、④「若年者（高校生等）に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等通じた雇入れ又は職業訓練の実施」、の必要性を理解し取り組むこととなった。この取り組みによって、職員が「仕事と家庭の両立」を図り、保育教育に更に熱意を持って取り組める職場環境を整え、もって永慶保育園としての社会的貢献に資していきたい。」

### ★目標を達成するにはどうしたらいい？

#### 次世代育成サポートアドバイザーからひとこと

#### 社会保険労務士 渡辺 勝治さん

「目標は、①「育児・介護法の育児休業制度を上回る期間・回数等の休業制度の実施」、②「年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均8日以上とする」、③「子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日」の実施」、④「若年者（高校生等）に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等通じた雇入れ又は職業訓練の実施」、の必要性を理解し取り組むこととなった。毎月の職員打合せ会議等活用して保育園と職員の連携により目標を是非達成していただきたい。この取り組みによって、職員の「仕事と家庭の両立」が図られ職員の家庭生活が豊かになり、加えて永慶保育園の社会的貢献に繋がるように取り組んでいただきたい。」